

# 社会福祉法人千代田会「行動計画」

令和2年9月20日変更

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようするため、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間

2, 内 容

目 標 1 ; 岐阜県が提唱する「毎月8が付く日は、『早く家庭に帰る日』」を広く職員に周知し、ノー残業デーとして実践を図る。  
また、所定外労働時間を全員年間60時間未満とする。

<対策>

平成31年度～ 施設内に意識啓発のためのポスターを掲示  
令和2年度～ ノー残業デーにおける所定外労働実績の調査  
令和3年度～ 所定外労働削減のための業務効率化の検討

目 標 2 ; 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和2年度～ 法に基づく諸制度の調査  
令和3年度～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目 標 3 ; 連続した年次有給休暇の計画的付与制度の策定

<対策>

令和2年度～ 計画的付与制度の理解を得るための説明会を実施  
令和3年度～ 2日以上連続した年次有給休暇の計画的付与制度の策定及び実施